

広島県告示第百三十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成三十年二月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

宗越七九三地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

1 次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市	市	字	地番	標柱番号
吉名町	吉名町	宗越	七九三番一	標柱一号、二号、三号及び四号

2 次に掲げる土地に存する標柱五号から十四号までを順次結んだ線及び標柱五号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市	市	町	字	地番	標柱番号
竹原市	竹原市	吉名町	宗越	七九三番一 四五四二番	標柱五号、六号、七号、八号、九号、一〇号、一二号、一三号及び一四号 標柱一号